

保険料の通知をお送りします 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

国民健康保険料

令和4年度の国民健康保険料納入通知書を、7月上旬に世帯主の方へ送付します。

国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方

7月から翌年の2月まで8回に分け

て納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

※ 次の全てに該当する方

- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方

7月から翌年2月までの8回に分け

令和4年度も、国の財政支援の強化により、第1段階から第3段階までの方の保険料をさらに引き下げます。

□年金からの納付(特別徴収)の方や口座振替での納付の方

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を、年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。7月か

※該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※令和4年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを

※ 次の全てに該当する方

- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶ 保険年金課 ☎

☎ 042-460-9822

☑ 制度について…

- 東京いきいきネット ☎
- 東京都後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター
☎ 0570-086-519

※ PHS・IP電話から

☎ 03-3222-4496

※ 平日午前9時～午後5時

▶ 保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9823

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します(令和3年1～12月の所得を基に算出)。

令和4年度は、均等割額が4万6,400円、所得割率が9.49%、保険料の賦課限度額が66万円となります。

□前年度から引き続き年金からの納付(特別徴収)の方

決定した保険料額から仮徴収額(4・

た納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方

令和3年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、8月1日(月)の1回のみですので、令和4年度の保険料と併せて納付してください。

ら翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほか、ペイジーによる納付が可能です。※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落

とします。

※口座振替依頼書は同封していません。

□シルバーパスの所得確認書類に

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、大切に保管しておいてください。なお、**納入通知書は再発行できません**のでご注意ください。

▶ 高齢者支援課 ☎ ☎ 042-420-2814

- 共通事項
- **口座振替をご希望の方** 口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間がかかりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。
 - **納付が困難な方はご相談ください。** 新型コロナウイルス感染症の影響に

より収入が減少した方は、保険料の減免に該当する可能性があります。詳細は上記各課までお問い合わせください。

- **保険料の控除** 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。

「国民健康保険被保険者証」と「高齢者受給者証」が一体化し、1枚のカードになります

☑ 70～74歳の国民健康保険被保険者
これまで、西東京市国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方は、医療機関などを受診する際、「被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚が必要でしたが、被保険者の皆さまの利便性向上のため、8月1日(月)から「被保険者証」と「高齢受給者証」を一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下「**一体証**」)となります。

8月1日(月)からは、「**一体証**」に一部負担金の負担割合が記載され、1枚で受診できるようになります。一体証の

一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。8月1日(月)から使用する**一体証**は7月中旬に簡易書留で送付します。

◆負担割合の判定基準

□2割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の

「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下

- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる

- ① 世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ② 世帯に被保険者が2人以上…520万円未満
- ③ 被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万

円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

▶ 保険年金課 ☎

● 資格に関すること…

☎ 042-460-9822

● 負担割合に関すること…

☎ 042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日(月)から利用できる保険証を、7月上旬から被保険者1人ずつに簡易書留で送付します。配達は、郵便事情により、2週間程度かかる場合があります。配達日に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後の受け取りは、保険年金課後期高齢者医療係(田無庁舎2階)のみでの受け取りになります。本人確認書類(個人番号カード・運転免許書・運転経歴証明書・パスポート等)をご持参ください。

□新しい保険証

藤色(有効期間:8月1日～9月30日)
※有効期間が10月1日～令和6年7月31日の保険証は、9月上旬以降に改めて簡易書留にて送付します。

◆負担割合の判定基準

保険証の負担割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

□1割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
 - 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
 - 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者等の収入の合計が次のいずれかに当てはまる
- ① 世帯に被保険者が1人…383万円未満

② 世帯に被保険者が2人以上…520万円未満

③ 被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
 - 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上
- ※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。
※2割負担制度導入は、10月1日(日)以降となります。詳しい内容は、改め

て市報でお知らせする予定です。

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願いと変更について

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。

※令和4年から法改正により、市で収入が確認できる方は、申請を省略することができるようになりました。その場合、申請書はお送りしません。

※収入が確認できない方は、6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

※東京都後期高齢者医療広域連合では、東京いきいきネット ☎ で情報提供を行っています。

▶ 保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9823